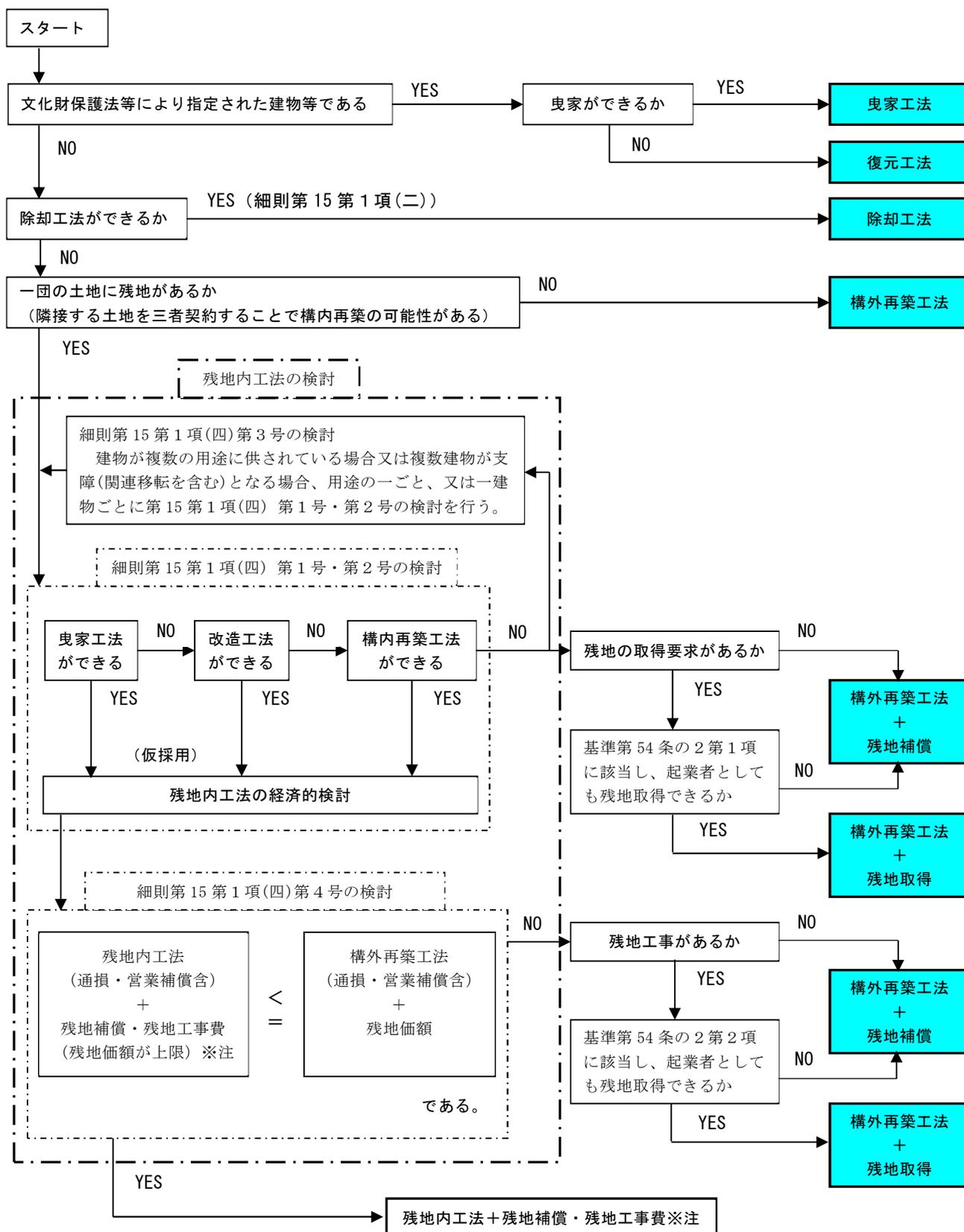


建物移転工法のフロー



※注 「残地補償・残地工事費」とは、損失補償基準運用細則第36及び第36-2第4項並びにみぞ、かき、さく、その他工作物の新設等の補償額を含み、建物移転料その他通損は含まないものとする。  
 また、上記により算定した補償額は、同細則別記4「残地工事費補償実施要領」第9条ただし書の適用はなく、残地価額が上限となる。